

政令第四十七号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二十六号）附則第一条本文及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日は令和五年三月十六日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定（同法附則第五条及び第六条の規定に限る。）の施行期日は同年四月一日とする。

理由

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。